

飯塚市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年7月11日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第32号

飯塚市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市保健センター条例施行規則(平成18年飯塚市規則第129号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員及び職務) 第2条 条例第4条に規定する職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>管理栄養士又は栄養士</u> (3)・(4) (略) <u>2 所長は、健幸保健課長をもって充てる。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u>	(職員及び職務) 第2条 条例第4条に規定する職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 栄養士 (3)・(4) (略) <u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> <u>(委員会の組織)</u> <u>第6条 条例第12条に規定する飯塚市保健センター運営委員会(以下「委員会」という。)は、委員11人をもって組織する。</u> <u>(委員会の委員)</u> <u>第7条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u> <u>(1) 関係医療機関の代表者</u> <u>(2) 関係行政機関の代表者</u> <u>(3) 関係団体の代表者</u>

(4) 市の職員

(委員会の委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の会長及び副会長)

第9条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員会は、協議事項について必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、市民協働部健康保健課において処理する。

(補則)	(補則)
<u>第6条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。